

監査報告書

令和7年5月23日

学校法人 阪和学園
理事会 御中
評議員会 御中

監事 柴田 正吉



監事 小川 和也



私たち監事は、私立学校法第52条第1号の規定に基づき監査報告を行うため、学校法人阪和学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

また、計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上